

わが国法制におけるプロとアマの区分の例

	証券取引法	金融先物取引法	投資信託・法人法	商品ファンド法	不動産特定共同事業法
切りわけの対象となる事項	①有価証券の募集又は売出しの内閣総理大臣への届出の適用の要否（当該届出が不用な場合、その旨の相手方への告知） ②投資者保護基金の補償対象となる一般顧客	・プロのみ（一般顧客以外の者）を相手方として店頭金融先物取引を行う者は規制対象外 ・一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業者がプロを相手方として同取引を行う場合、不招請勧誘の禁止、適合性原則等を適用除外	受益証券の譲渡の書面の交付等（事前承諾により、電子的方法による代替交付）の適用除外	商品投資契約等の成立前の書面の交付等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき不実のことを告げる行為等の禁止の適用除外	不当な勧誘等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付等の適用除外
根拠条文	①法第2条第3項 定義府令第4条 ②法第79条の20第1項 法施行令第18条の5	法第2条第11項	法第2条第14項 証券取引法第2条第3項 証券取引法定義府令第4条	法第46条 業務に関する命令第8条	法第46条の2 施行規則第31条
プロにあたるもの	①（適格機関投資家） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行  ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構  ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの  ② ①に加えて、国、地方公共団体、投資者保護基金、日本銀行、預金保険機構等	（一般顧客に該当しない者） ・金融先物取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者（内閣府令で適格機関投資家を定める予定） ・資本の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社	（適格機関投資家） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行  ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタル ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金 ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構  ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して500億円以上）である一般事業法人であって自ら希望するもの	・証券会社 ・外国証券会社 ・投資信託委託業者  ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・有価証券に係る投資顧問業者  ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合連合会  ・信託会社 ・抵当証券業者 ・商品取引員 ・金融先物取引業者 ・商品投資販売業者 ・商品投資顧問業者  ・資本金5億円以上の株式会社	・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会  ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会  ・信託会社  ・不動産特定共同事業者  ・資本金5億円以上の株式会社

# 米・英・EU のプロ・アマ区分

	米国	英国	EU	
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	
プロ投資家	<p><b>・自衛力認定投資家 (accredited investors)</b></p> <p>①銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は\$500 万超の総資産を有する従業員給付制度</p> <p>②投資会社法に定められる私的事業育成会社</p> <p>③慈善または教育機関等の非営利組織で、資産\$500 万を超えるもの</p> <p>④発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー</p> <p>⑤単独又は配偶者と合算した純資産が\$100 万を超えるもの</p> <p>⑥直近2年の年収が\$20 万を超える個人またその配偶者の年収の合計が\$30 万以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。</p> <p>⑦投資に関する知識・経験がある者 (sophisticated investors person) が運用している\$500 万を超える資産がある信託</p> <p>⑧持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体 (証券法規則 501)</p>	<p><b>・適格契約参加者 (eligible contract participant)</b></p> <p>①金融機関</p> <p>②保険会社</p> <p>③投資会社</p> <p>④商品プール(資産500万ドル超)</p> <p>⑤法人、パートナーシップ、自営業主、組織、トラスト、その他主体(総資産1000万ドルを超える、もしくは金融機関、保険会社、投資会社、商品プール、政府からの保証等を得ている、もしくは純資産100万ドル超でリスク管理等のために取引を締結するもの)</p> <p>⑥従業員給付制度で総資産500万ドル超もしくは投資判断が投資顧問会社等により行われるもの</p> <p>⑦政府</p> <p>⑧SEC 登録証券業者</p> <p>⑨FCM</p> <p>⑩先物フロアー・ブローカー</p> <p>⑪個人(総資産が1000万ドルを超える、もしくは500万ドル超でリスク管理のために取引を締結する) (商品取引所法 1a 条(12))</p>	<p><b>・金融機関 (market counter party)</b></p> <p>①正式な政府</p> <p>②中央銀行</p> <p>③国際機関</p> <p>④集団投資スキーム以外の業者</p> <p>⑤海外金融サービス機関など</p> <p><b>・大規模な法人顧客 (large intermediate customer)</b></p> <p>①資本金1,000万ポンド以上のパートナーシップ(有限責任を除く)又は法人格なき社団</p> <p>②総資産1250万ユーロ、純取引高2500万ユーロ、年間の平均雇用者数250人のうち、2つの以上の条件を満たす法人</p> <p>③地方政府または公共機関</p> <p>④純資産1000万ポンド以上のパートナーシップ(有限責任を除く)または法人格なき社団</p> <p>⑤資産1000万ポンド以上の信託(職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームを除く)の受託者</p> <p>⑥加入メンバーが50人以上で、かつ管理資産が1000万ポンド以上の職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームの受託者 (COB4.1.12)</p> <p>※上記の大規模な法人顧客については、業者は、顧客の同意等が得られれば金融機関として分類することができる。</p> <p><b>・法人顧客 (intermediate customer)</b></p> <p>①地方政府または公共機関</p> <p>②EEA国家やIOSCOメンバー国の上場法人</p> <p>③資本金500万ポンド以上の法人</p> <p>④純資産500万ポンド以上のパートナーシップ</p> <p>⑤資産1,000万ポンド以上の信託の受託者</p> <p>⑥集団投資スキーム 等</p>	<p><b>・プロ顧客 (professional clients)</b></p> <p>○金融市場での営業に認めないし規制が要求される主体。</p> <p>①金融機関</p> <p>②投資サービス業者</p> <p>③他の認可された又は規制された金融機関</p> <p>④保険会社</p> <p>⑤集合投資スキーム及び当該スキームの運用会社</p> <p>⑥年金基金及び当該基金の運用会社</p> <p>⑦商品及び商品デリバティブディーラー</p> <p>⑧ローカルズ</p> <p>⑨その他の機関投資家</p> <p>○会社ベースで下記の規模を満たす大企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 貸借対照表上の総資産 2000万ユーロ</li> <li>- 純売上 4000万ユーロ</li> <li>- 自己資本 200万ユーロ</li> </ul> <p>○国内及び地方政府、公債を管理する公共機関、中央銀行、世界銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>○その主な業務が金融商品の投資であるその他の機関投資家、資産の証券化及びその他金融取引を営む企業を含む。 (EU 新投資サービス指令 付表IIのI)</p> <p>※上記のものでも、自ら適切なリスクの評価・管理ができないと考える場合、より高いレベルの投資者保護を投資サービス業者に要求できる。</p>

# 米・英・EU のプロ・アマ区分

	米国	英国	EU
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法
	<p><b>適格機関投資家(qualified institutional buyer)</b></p> <p>①自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体: 保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISAの従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、会社等</p> <p>②証券ディーラーで\$1000 万以上の証券を保有するもの</p> <p>③他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー</p> <p>④総額\$1億以上の証券を保有する投資会社ファミリーの1部をなす投資会社</p> <p>⑤全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体</p> <p>⑥銀行、貯蓄貸付組合等で\$1億以上の証券を保有し、かつ純資産額が\$2500 万以上のもの。</p> <p>【証券法規則 144A】</p>		
アマ投資家			<p>・<b>一般顧客(private customer)</b> 国内外問わず業者ではない個人、規制された集団投資スキームなどで、規則により法人顧客、金融機関に分類されない者 (COB4.1.14) ※なお専門知識を有する一般顧客(expert private customer)は合意により法人顧客として分類されることが可能 その際は業者は以下の点を考慮しなければならない。</p> <p>①関連する市場及び指定投資物件に対する知識 ②関連する市場での取引期間及び取引頻度 ③取引規模 ④資産状況 (COB4.1.9~4.1.10)</p> <p>・<b>ノンプロ顧客(non-professional clients)</b> プロ顧客に該当しないものはノンプロ顧客となる。なお下記要件を二つ以上満たすものは、要請によりプロ顧客としての扱いを受ける。</p> <p>・関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。</p> <p>・顧客の金融商品のポートフォリオ、(現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの)が50万ユーロ超である。</p> <p>・顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又はかつて勤務した経験がある。</p>

# 米・英・EU のプロ・アマ区分

	米国	英国	EU	
	証券法	商品取引所法	金融サービス市場法	
行為規制	<p>○認定投資家を販売対象とする場合は、一定の条件下で、公募における登録義務が免除される。 (証券法 4 条、レギュレーション D=証券法規則 501~508)</p> <p>○非登録証券の転売は、適格機関投資家の間であれば回数等の制限なく行える。 (証券法規則 144A)</p>	<p>○適格契約参加者については、FCM 及びイントロデューシング・ブローカーに対する、顧客へのリスク開示文書配布義務の適用が免除される (CFTC 規則 1.55)</p> <p>○取引主体に関する規制 個人投資家との外国為替先物取引を OTC で行うことができるのは、商品取引所法 2 条(c)項(2)(B)(ii)に列挙されている相手方(金融機関、SEC 登録証券業者、先物業者、保険会社等)のみ。 (CFTC Advisory 06-01)</p>	<p>○一般顧客にのみ適用される義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勧誘規制(COB3)</li> <li>・顧客のリスク理解の確認等 (COB5.4)</li> <li>・手数料等の開示 (COB5.7)</li> <li>・パッケージプロダクト等の開示義務 (COB 6.1)</li> <li>・業者による貸付 (COB7.9)</li> <li>・マージン規制 (COB7.10)</li> <li>・非上場株に関する流動性等の説明 (COB7.11)</li> </ul> <p>※ FSA ハンドブックにおける金融商品の勧誘に係る規制は、法人顧客および金融機関に対する勧誘を原則適用除外としている</p> <p>○法人顧客に対しては限定的又は修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージプロダクトに関する利益相反等の開示義務 (COB5.1)</li> <li>・取引報告書の交付義務 (COB8.1)</li> <li>・資産運用状況の定期報告義務(COB8.2)</li> </ul> <p>○法人顧客に対しては修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最良執行義務 (COB7.5)</li> <li>・保護預り (CAS9.1)</li> <li>・デフォルト時の顧客資産返還義務 (CAS9.3)</li> </ul> <p>業者は当該顧客に、一般顧客と分類されることについて通知し、また、一般顧客と分類されることによって、必ずしもオンブズマン制度、補償基金制度の対象となるとは限らない旨、通知しなければならない (COB4.1.14)</p> <p>※パッケージプロダクトとは、生命保険、集団投資スキームの持分、インベストメント・トラスト等</p>	<p>EU 新投資サービス指令</p> <p>新投資サービス指令においては、金融機関、保険会社、投資信託、年金基金といった適格取引先(eligible counter parties)には、以下の投資家保護の規定は適用されない。 (新投資サービス指令第24条)</p> <p>○ビジネス上の行為規範</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客が商品の内容・リスクを十分に理解できる情報の提供</li> <li>・顧客の資産状況・投資意向等の把握</li> <li>・契約書類等の記録の保持</li> <li>・取引報告 (新投資サービス指令第19条)</li> </ul> <p>○最良執行義務 顧客にとって最も好ましい結果を得られるような合理的なあらゆる手段を講ずる義務。 (新投資サービス指令第21条)</p> <p>○顧客注文の公正な取扱い 加盟国は、認可投資サービス業者に対し、他の顧客の注文又は取引需要と比較して、顧客注文の公平かつ迅速な執行を定める手続き及び措置を実施することを義務づけなければならない。 (新投資サービス指令第 22 条 (I) 項)</p>